

## 有機りん化合物の分析

### 【有機りん化合物とは？】

環境法令等において規制されている有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、EPN及びメチルジメトンの4種の有機りん系農薬をいいます。これらは、全て強力な殺虫剤である反面、毒性がきわめて強く、現在は、EPN以外は製造及び使用が禁止されています。有機りん化合物はさまざまな媒体で基準値が定められています。

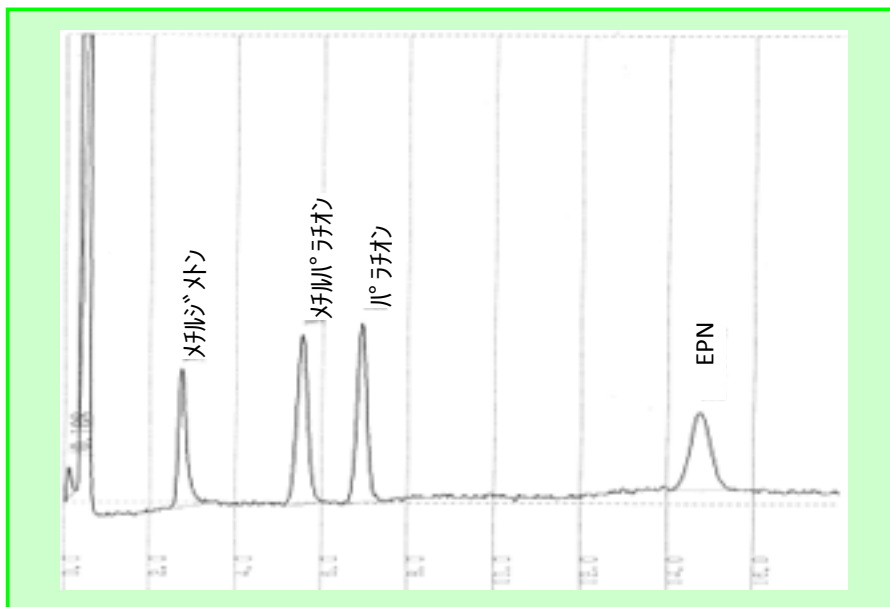
弊社では、多くの媒体についてガスクロマトグラフ法（炎光光度検出器：FPD）で分析可能です。またガスクロマトグラフ-質量分析計（GC/MS）を用いることで、微量分析にも対応しています。

### 有機りん化合物規制一覧表

H26.7現在

法律	分類	媒体	基準値(mg/L)
環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について）	環境基準	土壌	検出されないこと※
総理府令第35号（排水基準を定める省令）別表第1	排水基準	排水	1
総理府令・通産省令第2号（水質汚濁防止法施行規則）	浄化基準	地下水	検出されないこと※
環境庁告示39号（水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法）	汚染状態判定基準	特定地下浸透水	0.1
政令第300号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令）、総理府令第5号（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令）	—	廃棄物	1
環境省令第29号（土壌汚染対策法施行規則）	—	土壌（溶出試験）	検出されないこと※

※：「検出されないこと」とは、公定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること。（定量限界0.1mg/L）



クロマトグラム (GC/FPD)



GC/FPD 装置